



- 1 未開封とは、内容物が外気に触れていない状態をさす（お菓子等の個包装を含む。）。
- 2 そのままで食用可能な部分、あるいは調理加工を行うことにより食用可能な部分。
- 3 加熱や切碎、噛み跡など的人為的な行為が加えられたもの。加工食品を含む。
- 4 骨や殻、ヘタなど一般に食するのに適さないもの。

分類の判断については、マニュアルに掲載されている図や「参考資料5 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニュアルQ & A」を併せて参照すること。